

神戸市告示第211号

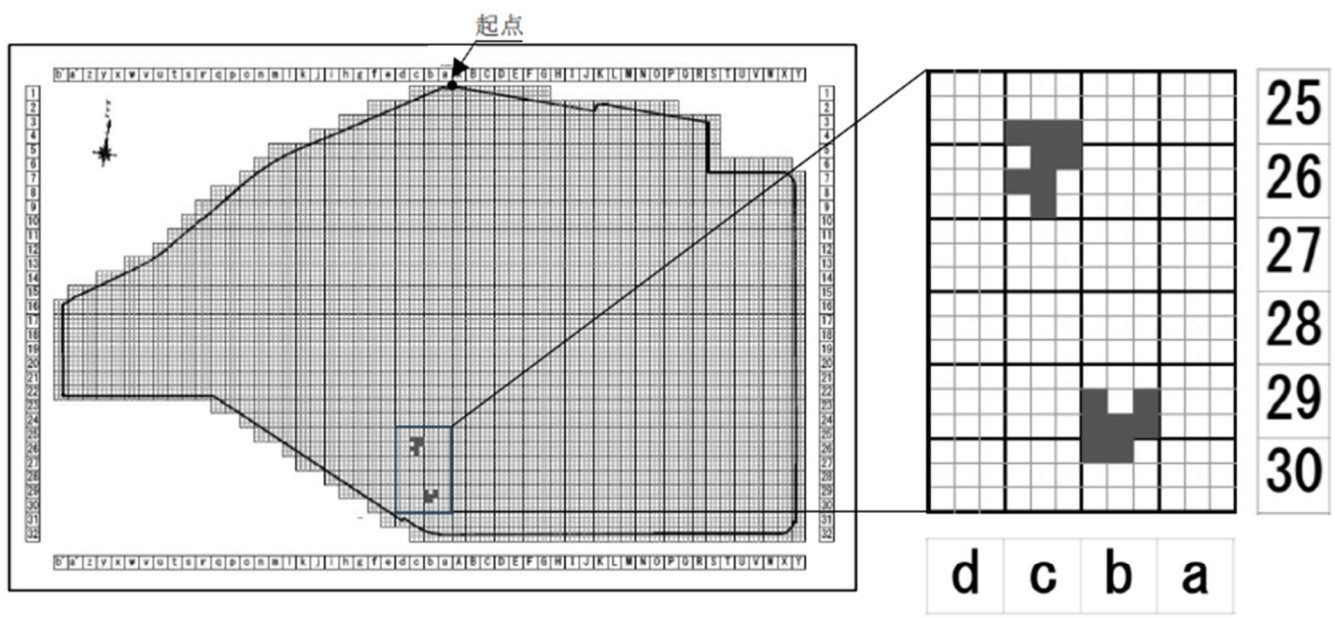
土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を、次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

令和8年7月8日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定する区域
灘区灘浜東町9番2、9番14、10番6の各一部
（別図のとおり）
- 2 特定有害物質の名称
砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物

別図



<凡例>

- : 起点
- : 敷地境界線
- : 形質変更時要届出区域

<起点>

起点は、神戸市灘区灘浜東町2番の最北端とする。

<格子の回転角度>

81° 58' 31"

起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として座標北から時計回りに回転させた角度を示す。